

山形県消費生活審議会 知事挨拶

本日は、大変お忙しいところ山形県消費生活審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年度は、新たに9名の委員の方をお迎えすることになりました。

皆様方におかれましては、県民の消費生活の安定と向上に関する事項につきまして、御審議を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年6月に改正民法が成立し、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。これにより、これまで保護されてきた18、19歳の若者の消費者被害の拡大が懸念されているところであります。

また、「平成30年度版消費者白書」によりますと、消費生活相談の概況として、「平成29年度の相談件数は依然として高水準にあり、中でも架空請求に関する相談がこの10年で最多の15.9万件にのぼる」と記されております。

一方、本県の特徴といたしまして、65歳以上の高齢者に関する相談の割合が年々増えており、昨年度、県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談7,649件のうち、約27%の割合を占めております。

このような中、本県といたしましても、現在、「第3次山形県消費者基本計画」に基づき、市町村や関係機関と連携を図りながら、消費生活相談体制の充実、高齢者等の消費者被害の未然防止のための出前講座の実施、学校や地域における消費者啓発・教育の推進、事業者に対する指導・監督等様々な取組みを行っております。今後も引き続き、これまで整備してきた体制を維持し、関係機関・団体と連携・協力しながら、年々複雑・多様化している消費者問題に対応していくため、県民の安全・安心のための取組みを推進してまいりたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

本日は、消費者基本計画の達成状況や、消費生活関連施策について御審議をいただきますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月5日

山形県知事 吉村美栄子